

（別紙）

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
2	(株)竹中土木 名古屋支店 執行役員支店長 今野 知彦 名古屋市中区錦2-2-13	当該事業者が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に事実と異なる報告をしたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき (1) 本市契約に関するもの 4か月以上12か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上12か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第10項及び第11項関係) 第5条 別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。	要領別表 第10項 第2号 運用基準 第5条③	1か月 令和8年8月4日～ 令和8年9月3日	建設工事:土木一式、建築一式、と び・土工、解体、水道施設